## 浜岡原子力発電所 1,2号機の運転終了について

平成 21 年 1 月 30 日

当社は、平成20年12月22日に、浜岡原子力発電所リプレース計画等について決定し、浜岡原子力発電所1,2号機の運転終了等について公表しました。

(平成20年12月22日お知らせ済み)

また、同決定に伴い、平成21年1月30日をもって、1,2号機の運転を終了することとし、経済産業大臣に電気工作物変更届出(※1)を行うとともに、保安規定の変更認可(※2)を申請しました。

(電気工作物変更届出については、平成20年12月24日お知らせ済み)

(保安規定の変更認可については、<u>平成20年12月24日、平成21年1月19日</u>お知らせ済み)

平成21年1月30日午前0時をもって、浜岡原子力発電所1号機および2号機は運転を終了しました。 今後は、保安規定の「原子炉の運転終了に伴う措置」に基づき、原子炉施設の管理を行います。 また、設備の廃止措置計画については、引き続き検討を行い、まとまった段階で公表させていただきます。

- ※1 電気事業法第9条第1項の規定に基づき、1,2号機の運転終了に伴う浜岡原子力発電所の 出力変更について、届出を行いました。
- ※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。
  - 1,2号機の運転終了に伴う保安規定の主な変更内容は以下のとおりです。
    - •1号炉及び2号炉の原子炉の運転期間に関する記述を削除
    - ・1号炉及び2号炉について、原子炉の運転を行わないことを規定
    - ・「原子炉の運転終了に伴う措置」に関する章を新たに設け、1号炉及び2号炉の運転終了に伴う原子炉の管理(原子炉内に燃料を装荷しないこと等)に関する規定を追加

以上